

## 第2号様式

複数捜査員制度の実施について（概要）

（平成19年5月16日 鹿交指第133号）

本通達は、交通事故事件捜査において、経験豊富な捜査員と比較的経験の浅い捜査員とを組み合わせることにより、捜査の適正化、効率化を図るとともに、捜査員の精神的負担軽減を図るため、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 対象事故事件の指定
- 実施要領

等である。